

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第150回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和6年12月11日（水）11時00分～12時07分

Web審議による開催

第2 出席者

(1) 委員（敬称略）

山下 東子（部会長）、大谷 和子（部会長代理）、相田 仁、西村 暢史、  
西村真由美、藤井 威生、三友 仁志、森 亮二、矢入 郁子

（以上9名）

(2) 総務省

湯本総合通信基盤局長、大村総合通信基盤局電気通信事業部長、  
井上料金サービス課長、小川料金サービス課課長補佐、  
堀内基盤整備促進課長、大堀基盤整備促進課企画官、  
望月基盤整備促進課課長補佐

(3) 審議会事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

(1) 諮問事項

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等  
規則案等について【諮問第3190号】

(2) 答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通  
信設備に関する接続約款の変更の認可について【諮問第3185号】

イ 電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3186号】

## 開 会

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 委員の皆様、お待たせいたしました。事務局の坂平です。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日ですけれども、委員1名が少し遅れて参加という連絡をいただいておりますので、現時点で8名の委員の方に参加をいただいておりますので、定足数は満たしております。

それでは、定刻になりましたので、電気通信事業部会第150回を開催いたします。

恐れ入りますが、山下部会長におかれましては、議事の進行をよろしく願います。

○山下部会長 皆様、おはようございます。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第150回を開催いたします。

本日は、Web会議を開催しており、委員9名のうち、お一人は遅れて参加されるということです。現在8名出席されており、定足数を満たしております。Web審議となりますので、皆様、御発言の際は、マイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいておりますので、御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、Web会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問事項1件、答申事項2件でございます。

## 議 題

### (1) 諮問事項

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則案等について【諮問第3190号】

○山下部会長 初めに、諮問第3190号、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則案等について、総務省から説明をお願いいたします。

○大堀基盤整備促進課企画官 総務省基盤整備促進課の大堀でございます。

諮問第3190号について御説明申し上げます。

資料150-1を御覧ください。まず、1ページ目、諮問書でございます。令和4年改正電気通信事業法の施行に伴い、未制定でありましたブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度に係る「交付金・負担金の算定等」に関する部分について、今般、新たな総務省令の制定と既存の総務省令の一部改正を行うとともに、これに伴う関連規定の整備を行おうとするものでございます。

諮問根拠は、電気通信事業法第169条第4号の規定になります。

次のページから、今回整備させていただきたい省令案の概要を御説明申し上げます。これ以降、概要紙の右上に通し番号を振っておりますので、私から申し上げるページ番号はこちらを使わせていただきます。

右上、1ページ目を御覧ください。こちらが令和4年改正電気通信事業法の概要でございます。この改正法に基づきまして、ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスに位置付ける制度が創設されました。法律、政令と一部の総務省令は既に施行されております。

次のページに、この制度の全体像を簡略化してお示ししております。2ページ目を御覧ください。人口減少に伴う採算性の悪化や、離島・山間地等の地理的条件により、光ファイバ基盤の維持が課題となることを踏まえ、負担事業者から負担金を徴収し、それを原資に交付金を支援対象事業者に交付する枠組みを設けました。

これにより、左下に見えます「支援区域」と呼ばれる不採算エリアにおけるブロードバンドユニバの提供に必要な維持管理コストの一部補填をしようとする取組になります。税金の投入は行わず、民間事業者同士で光ファイバの維持を支え合う互助会的な仕組みとなっております。この支援区域には2種類ございます。支援対象事業者が全国規模で見てもブロードバンドユニバの提供が赤字になっている場合にのみ交付金で支援する一般支援区域と、黒字事業者も含めて支援する特別支援区域に分かれます。

また、左側上部にありますとおりBBユニバの対象は、①FTTH、②HFC、③ワイヤレス固定ブロードバンド専用型の3つになりますが、ここまでの各種議論の結果、今回はモデル化できるだけの事例が整わなかったワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）については、継続検討課題とし、残るFTTHとHFCの2つについて、交付金算定等のルールを省令化いたしました。

こうした検討を積み上げてきた各種会議について、経緯をまとめたのが、次のページになります。3ページ目を御覧ください。

令和4年改正法による政省令委任事項などについて、情報通信審議会において御審議いただき、昨年、令和5年2月に答申をいただきました。

これ以降、単に「2月答申」と呼ばせていただきますが、この2月答申の中で、交付金・負担金の詳細な算定方法などについては、検討を深めることが適当とされましたので、引き続き情報通信審議会にて御審議いただき、本年3月に更なる御答申、「3月答申」をいただきました。この3月答申に至る検討過程と同時並行に、また、3月答申をいただいた後も継続して、総務省においては、コスト算定等研究会という懇談会を開催し、事業者ヒアリングやパブリックコメントも交えて意見交換を実施、先月21日には、今回の「総務省令案の考え方」を公表させていただきました。

今回は、これら2月答申、3月答申及び公表した総務省令案の考え方などを踏まえまして、今年度、第二弾となる総務省令の整備を行うものでございます。なお、これまでの省令整備のスケジュールの実績を次のページ、4ページ目に、これまでの情報通信審議会における検討体制を図式的に描いたものを5ページ目にそれぞれ掲載してございますので、後ほど御参照いただければと思います。

6ページ目を御覧ください。今回の今年度第二弾となる総務省令案は、今、映写しております赤色の横長四角の2つから構成されております。

1つ目は、FTTHとHFCの提供に関する交付金・負担金の「算定等規則」案、もう一つは御覧の(1)から(4)までの4つの既存の総務省令の一部改正を束ねました「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案」になります。

下のボックス、1つ目のレ点にありますとおり、本審議会に諮問しなければならない事項については、今から御覧いただく資料の中で明示をさせていただいております。また、今回のBBユニバの省令整備に併せまして、電話のユニバーサルサービス関係の省令条項についても、必要な整理・改正を行うこととしております。

次のページから、必要的諮問事項を中心に、具体的な内容を御説明申し上げます。7ページ目を御覧ください。このページから10ページ目までの4枚にわたりまして、一般の総務省令案の主な内容をまとめさせていただきました。

まず、7ページ目は、「算定等規則案について」になります。

こちらは全ての項目が必要的諮問事項となります。映写しております資料の中で水色

の記載は、具体的に今回の算定等規則案の第何条にその項目が規定されているかを示すものになります。

まず、(1) 目的ですが、算定等規則を定めることにより、BBユニバの適切、公平かつ安定的な提供という電気通信事業法第7条に規定されることの確保に寄与することになります。

次に、(2) 第3条では、電話ユニバと同じように、激甚災害のような特別の理由がある場合に、総務大臣の許可を受けて、交付金の額の算定方法等についてこの省令によらないことができる規定を設けております。

(3) 支援機関は、毎年10月までに、総務大臣に対し、交付金や負担金の額、交付方法や徴収方法について認可を求めて申請するよう、第4条等に規定しております。

(4) 交付金の算定方法に移ります。

①原価の算定は、支援区域ごと、設備管理部門、設備利用部門ごとに行うことを第5条等に規定しております。

②原価及び収益は、毎年8月までに第二種適格電気通信事業者が届け出ることを第8条で規定しております。

③令和4年改正法の施行日である昨年6月16日の時点で未整備地域世帯カバー率50%以下であった町字、又は公設地域、自治体所有の光ファイバがあった町字、のいずれかであった町字で新規に整備をし、又は自治体所有の光ファイバを民間移行で引き受けた場合には、第7条に規定する手法、第7条式により交付金を算定し、それ以外の特別支援区域と一般支援区域の町字で設備を維持管理する場合には、第6条に規定する手法、第6条式により交付金を算定することとしております。

次のページに、具体的な原価算定の規定を記載しております。8ページ目を御覧ください。

第6条式による原価の算定は、第10条から第13条までで構成されています。第10条と第11条では、FTTHの管理部門について、第12条では、HFCの管理部門についてそれぞれ規定を置き、第13条では利用部門について規定しています。

第7条式による原価算定は、第14条から第16条までで構成されています。

いずれにいたしましても、⑤に移りますが、自治体所有の光ファイバの維持管理コストを今回の制度は支援するものではなく、民間移行の促進に裨益する制度となりますので、IRU回線は原価に組み込まない旨を第5条第5項で規定しております。

また、⑥ですが、そのIRU回線を除いて、第二種適格電気通信事業者は、担当支援区域ごと等に、毎事業年度末の回線数を記録するよう第9条第3項で義務付けております。

交付金額の上限については、既に電気通信事業法第107条第2号に規定されておりますので、⑦にその旨の規定の説明を記載しております。

また、⑧第7条式により算定した原価の根拠資料を第8条に規定する届出に併せて提出するよう規定し、第18条に、この届出に先立つ算定根拠の整理を規定しております。さらに、⑨交付金を交付する期間に、第二種適格電気通信事業者に指定されたり、担当支援区域の指定が解除されたり、第二種適格電気通信事業者の指定を取り消されたりした場合などには、日割りなどの計算により交付金額を決めていく特例を第19条から第22条までで規定しております。

次のページ、9ページ目を御覧ください。

(5) 負担金の算定方法については、①「回線単価×負担金算定対象の回線数の年間合計数」で求めることを第24条に規定しております。

また、②負担金の算定対象回線数は、報告規則に基づき報告された回線数から通信モジュール等を除いた回線数とすることや、負担金徴収期間に、業務を一部譲渡等した場合、その年度中は元の事業者分として回線数を合計することを第25条で規定しております。

③収益は、前の事業年度の音声伝送役務、専用役務及びデータ伝送役務を合計して算定すること。また、事業年度が4月から始まらない事業者に関する規定を第27条で設けております。

④負担金を徴収する対象は、前の事業年度の収益が10億円を超える電気通信事業者となります。よって、10億円を超えた、又は超えなくなった旨を、その前の事業年度経過後5月以内に届け出てもらふこととし、状況が変わらない限り、その旨を連続して届け出る必要がないことを第28条及び第29条で規定しております。

⑤延滞利息は、電話ユニバと同様、1万分の4とすることを第30条で規定しました。施行日は、来年、令和7年4月1日を目指しております。

続いて、「2. 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案」になります。

必要的諮問事項を赤い下線で明示させていただきました。①情報通信審議会から2月答申にて御指摘いただいた事項になりますが、負担金の算定に係る役務の範囲から

下り名目速度1Mbpsに満たない役務及びアンライセンスLPWAサービスを除外する改正を施行規則第40条の7の2で行います。

次に、②支援区域の指定や解除は、現行では毎年8月末までに行うよう規定されておりますが、今年度初めて実施をさせていただき、その経験を踏まえまして、毎年11月末までに行うよう関係報告の時期変更とともに、施行規則第40条の8の3を改正させていただきます。

③既に第二種適格電気通信事業者に指定されているものは、昨年提出した特定の書類に変更があった場合のみ公表等するよう、施行規則第40条の4の6の改正で規定を整備します。

また、④第二種適格電気通信事業者が新たな担当支援区域を追加指定された場合には、その区域に関する原価届出がなされた後に交付金が交付されるよう、第40条の6の3第3項により規定を整備しております。

10ページ目を御覧ください。

赤い下線を2か所に引いております。いずれも電話ユニバに関するデジタル化対応になります。

1つ目の「第27条第3項」とは、太い字で(3)と書きました、第一号算定等規則の第27条第3項のことで、支援機関は番号単価を主たる事務所の公衆の見やすいところに掲示せよという義務規定になります。

2つ目は、電話ユニバの収支表を第一種適格電気通信事業者が営業所等に備置き、公衆の縦覧に供するようによせよという義務規定になります。いずれもインターネットによる公表で足りることとし、備置き義務を廃止する改正を行わせていただきたいと思います。

以上が、本日の諮問事項の内容でございました。なお、必要的諮問事項ではございませんが、今、映写しております10ページの最後の部分について、2点補足させていただきます。

まず、1点目として、一番下に②というものがございます。今回の報告規則の一部改正により、BBユニバの負担金の算定に係る役務の回線数報告は、令和8年3月からスタートさせ、その後、「毎月」報告いただくこととしております。一方、来年については、回線単価を求める等のために、8月に回線数を一度御報告いただくこととしております。

2点目といたしまして、一つ上の部分に太字で（４）というものがございます。これは、いわゆる電話リレーサービスに関する施行規則の一部改正でございまして、これは、電話ユニバについて報告規則の条文を今回号建てにするという改正がございまして、これに伴いまして、文言整理を行う内容になっております。

以上が補足でございました。

11ページ目を御覧ください。今後の想定スケジュールでございまして。本日、この審議会で諮問内容について意見公募の実施を御了承いただけましたら、35日間実施をさせていただきます、1月下旬にユニバーサルサービス委員会で御議論いただいて、1月末にこの審議会で御答申をいただくという流れを希望いたします。御答申いただいた後は、4月1日施行を目指し、各種作業を加速させる予定でございまして。

なお、次のページ、12ページから23ページに至るまで、先月11月21日に、我々から公表させていただいた総務省令案の考え方の記載項目に、今回諮問させていただいた省令案において具体的に第何条に規定しているかを青字などで追記させていただいた参考資料を添付させていただきました。そして、参考資料の次のページからは、具体の総務省令案を添付させていただいております。

以上になります。何とぞよろしく願いいたします。

○山下部会長　　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。いかがでしょうか。

今回の省令改正は非常に大部なもので、26ページ以降を拝読するのはなかなか大変な作業でございますけれども、その前のところに要約をまとめていただいておりますので、その範囲内で。

大谷委員、お願いいたします。

○大谷部会長代理　　大谷でございます。御説明ありがとうございました。

私自身も、コスト算定等研究会の一員として、これまでの議論には関わらせていただいておりますので、大体概要については承知していたつもりですけれども、改めてその省令等それから規則等の個々の条文に示されたところを拝見しますと、この全体像を理解するというのは、かなり事業者の方にとっても困難を伴う部分があるのではないかと考えております。

また、この制度自体がうまく回るためには、月次で事業者の方から御報告いただく回



線数の報告といったものが、公平な負担等を考える上で重要なものになってくると思いますので、そういった事務プロセスが円滑に進むように、いろいろ工夫していただいた結果が、今回御説明いただいた中に盛り込まれておりますので、またそれがうまくワークするのかどうかというのは、走りながら検討していくということになると思いますけれども、やはりある程度柔軟な対応というか、必要に応じて見直しもしながら進めていくということも織り込み済みの内容になっているかと思いますが、現在、最善と思われる内容がここにまとめられているというふうに考えますので、全体として私は賛同の意見を申し上げたいと思います。

私から、以上でございます。

○山下部会長　ありがとうございます。

また、三友委員から御発言の希望をいただいております。三友委員、お願いいたします。

○三友委員　三友です。御説明ありがとうございました。

大変困難な長い期間にわたっての検討、そして、ここまで至った道のりについては、大変な御苦労があったと思いますので、その点大変ありがたく思っております。実際にこの第二種の適格通信事業者の制度ができて、実際にもう募集が始まっているというふうに承知してはおりますけれども、第一種と違って第二種の場合には、地域のケーブルテレビであるとか、可能性のある事業者の皆様が複数いらっしゃいますので、この制度がどういうふうに理解されるのかというところがちょっと気になるところではございます。

総務省におかれましては、制度の説明等をされているというふうに承知しておりますけれども、実際にどのような形で事業者の皆様がこの制度を説明されているのか、そして、これまでのところの事業者の皆様のこの制度に対する反応等、分かる範囲で結構ですので、もし教えていただければ助かります。よろしくお願いいたします。

○山下部会長　ありがとうございます。今、質問いただきましたけれども、森委員からも御意見いただくということでおっしゃっていられますので、先に森委員から御意見いただきましてから、まとめて総務省のほうから返事をしていただくのはどうでしょうかと思いますが、よろしいでしょうか。

では、森委員、お願いいたします。

○森委員　ありがとうございます。お先に失礼いたします。

私も、しかし申し上げることは、基本的には、先ほど大谷さんがおっしゃいましたことと、三友先生がおっしゃいましたことと変わらないわけですが、今回は事前の御説明をいただいて、第二弾省令案を拝見しまして、要約版ですが、すごくよく理解できましたし、遺漏なくおつくりいただいているなと思いましたが、何しろ難しいということだと思います。複雑な制度になっていて、そんなに私はすごくこの分野に土地勘があるわけではないわけですが、しかしながら、それでも、長い間、こちらの検討会に参加させていただいて、類似する制度というのはこれまでもあったわけですが、そういうものについて触れる機会がありましたけれども、それでもなおかなり難しいということですので、やはり制度の複雑さを踏まえて、そうしますと、走りながら考えるというようなことを大谷さんがおっしゃっていましたが、どうしてもやってみないと分からないという部分があれば、事業者がついてこれられない部分もあるかと思しますので、そこはそういう制度の複雑さと、ある種の重さ、大きさに配慮した運営・運用が必要ではないかと思っております、やはりその第一歩は、しっかりと御説明、分かりやすい御説明をしていただくということなのかなというふうに思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ひとまずこちらで、大堀企画官から御返事をいただこうかと思っております。願います。

○大堀基盤整備促進課企画官 山下部会長ありがとうございます。大谷先生、三友先生、森先生、御質問、御意見ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりでございます。

まず、この制度は大変複雑になってきております。2年以上かけまして、事業者の皆様からも、有識者の皆様からも御意見をいただいて、つくり上げてきた制度でございますが、何分やったことのない制度でもございますので、トライアンドエラーを繰り返しながら、継続的見直しをしながらやっていくということだと思っております。

そして、三友先生から御質問のございました点については、コスト算定等研究会ですとか、情報通信審議会のワーキンググループにおいて、自治体の方をお招きしたり、事業者の方をお招きしてヒアリングを実施する。あるいは、民間事業者の方にオブザーバーとして参画いただいて、常に御意見を賜ってきたところでございます。

また、2月答申を含めまして、この件は都合4回、既にパブリックコメントをやらせていただいて、今回御了承いただきますと5回目のパブリックコメントとなっております。広く一般の方々にも、御意見をいただける機会を設けさせていただいて、その御意見を反映しながら、そしてできないものは継続見直しの中で、皆さんの意見を踏まえながら、もう一度考えていくということとと思っています。広報・啓発は重要だと思っており、3月答申の中でも、自治体、事業者、我々総務省を含めて、重疊的に広報・啓発を行うように御指摘をいただいているところでございます。

この第二弾の省令ができますれば、制度の全体像は骨格的なところは固まりますので、新年度からは、広報・啓発に傾注していきたいと思っております。

以上になります。

○山下部会長　ありがとうございました。ほかに御意見、御質問などございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、総務省において諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして広告し、広く意見の募集を行うことといたします。

意見募集の期間は、12月12日木曜日から1月15日水曜日までといたします。

その後、ユニバーサルサービス委員会において調査検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山下部会長　ありがとうございます。では、その旨決定することといたします。

## （2）答申事項

ア　東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続的約款の変更の認可について【諮問第3185号】

○山下部会長　続きまして、答申事項に移ります。

まず初めに、諮問第3185号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について」審議いたします。

本件は、本年10月2日水曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、10月3日木曜日から11月1日金曜日までの間、意見募集を実施し、その結果を公表するとともに、11月1日月曜日から11月24日日曜日までの間、2回

目の意見募集を実施いたしました。

その結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は接続委員会の相田主査より、委員会での検討結果について御報告いただきます。

それでは、相田主査、よろしくお願いいたします。

○相田接続委員会主査 接続委員会の主査を務めています相田でございます。

それでは、諮問第3185号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款変更の認可について、資料150-2に従い接続委員会における調査検討の結果を御報告させていただきます。

本件の概要につきましては、資料150-2の16ページ以降に掲載してございますけれども、加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法の改定等を行うため、接続約款の変更を行うものでございます。

本件につきましては、ただいま部会長から御紹介がございましたとおり、2回の意見募集を行いました。1回目の意見募集で寄せられた意見及び再意見を踏まえ、12月6日金曜日に開催した接続委員会におきまして、本変更案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、まず、資料150-2の1ページにあります報告書の1に示しましたとおり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可につきましては、諮問のとおり認可することが適当と認められるとの結論を得ましたので、その旨、御報告させていただきます。

提出された意見及びそれに対する考え方につきましては、報告書の別添といたしまして、資料150-2の2ページ以降に取りまとめてございます。その具体的な内容につきましては、総務省より御説明いただけるとのことでございますので、よろしくお願いいたします。

○小川料金サービス課課長補佐 相田主査、ありがとうございます。総務省料金サービス課で課長補佐をしております小川でございます。

資料150-2に基づきまして、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社第一種指定電気通信設備の接続約款に係る変更の認可につきまして、御説明差し上げたいと思います。

まず、今回申請のございました概要につきましては、こちら資料の下部の通し番号でいきますと、17ページ目でございます。3番の主旨のところにもございますとおり、今

回5点の案件につきまして、接続約款の変更の認可申請がございました。

1つ目、加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法の改定でございます。こちらは、これまで、個別の接続事業者が残置した回線につきましては、個別の事業者の負担という整理でございましたが、2025年2月を境に広く接続事業者全体で負担していくといった算定方法に見直すものでございます。

2点目、光回線再利用に係る機能の追加でございます。従来、接続事業者、それから光コラボ事業者間の事業者間転用に関して、利用者側の手続が非常に煩雑である等といった課題があったことを踏まえまして、接続事業者、それから、光コラボ事業者間の事業者間転用をより円滑にするため、NTT東西の接続に関するシステムの中に、承諾番号といった形で利用者に番号を振ることで、この事業者間転用をより円滑にするといった機能の追加に関する約款の改定でございます。

3点目、IP網への移行等に係る改定でございますが、こちら2025年1月に予定しておりますIP網への移行に関しまして、2025年1月から3月の加入電話、メタルIP電話、光IP電話などの接続料について、現に認可を受けている接続料を暫定適用し、令和7年度接続料が認可されますれば、それを遡及して精算するといった規定について接続約款に具体的に落とし込んでいくものでございます。

また、あわせまして、IP網への移行に伴いまして、従来使用しておりましたPSTN網におけるSTM-POIという接続関連設備の廃止工事につきまして、今回一律の利用中止日を事業者間協議の中で定めまして、利用中止の日までしか接続料を負担していただくなくてよいといった特例措置についても規定していくといったものでございます。

また、4つ目、双方向番号ポータビリティ開始に伴う改定でございますけれども、こちら同じく2025年1月のIP網への移行に伴いまして、双方向番号ポータビリティ実現のため、その番号データベースに必要な情報を登録していくための工事費を一括で接続約款の中に規定していくものでございます。

また、従来PSTN網で使っておりました、加入者交換機を通じたポータビリティに関する規定は一切不要になりますので、こちらにつきましては、一括して削除していくといったものでございます。

5点目、波長分割多重装置に係る機能の追加でございます。これはこれまでより高速大容量な通信をより低消費電力で実現するネットワークの実用化のために、新たに波長

分割多重装置を用いたネットワーク構築をしていくこととなりますので、それに伴う接続約款の規定整備を行うものでございます。

こちらにつきまして、パブリックコメントを行わせていただきましたので、その結果について御報告いたします。

今回、意見募集を2回行わせていただきました。1度目の意見募集で個人の方含め4件、2回目の再意見募集で3件の意見提出があったところでございます。順を追ってポイントなどについて説明させていただきます。

1つ目、意見1でございます。こちら、NTT東日本・西日本の接続関連システムにおいて必須機能・付加機能というふうに定義がなされておりますが、この定義が必ずしも明らかでなく、それに伴いまして、必須機能という名の下に自分たちが本来使っていないような機能についても接続料が請求されたりするというおそれがあるので、この定義について明確化されたいという意見でございます。

これにつきまして、NTT東日本・西日本から再意見が出されておりますけれども、この必須機能・付加機能の定義は一度一通り御説明されており、「必須機能」については、「ある機能の開発において機能実現のために削除不可のもの」、「付加機能」については、「利便性向上のための機能で削除可能のもの」と説明されておるところでございます。

また、2つ目のポツでございますけれども、必須機能と言っておりましたも、これはあくまで、その特定の接続機能を使う事業者において、各事業者の意向を踏まえて開発の可否を判断しているものでございますので、必須機能という名前ではございますが、全事業者に負担していただくものではなくて、あくまで個別の事業者の需要に応じて対応していくものだというところで説明がなされております。

他方で、今回こういった御意見をいただいておりますので、今後も、システム意見交換会、事業者間協議の場などを通じて、きちんと説明をしていきたいといった再意見が出されております。

これを踏まえまして、考え方1でございますが、あくまで、今回御意見いただきました、システム関連経費については接続料の原価となってまいりますので、適正な情報開示が行われることが原則と考えております。また、このシステム関連経費に関する情報開示の手続、ないしは、その開示する情報につきましては、当課で別途開催させていただいております「接続料の算定等に関する研究会」の中でも、今後、NTT東西の接続

約款の中に具体的に規定すべきということでお取りまとめいただいておりますので、N T T東西においては、そういった対応を遺漏なく進めながら、きちんと接続事業者に対して必要な説明を行っていく必要があるものというふうに考え方をまとめさせていただいております。

次、意見2でございます。こちら、残置回線の算定方法の見直しに関する御意見でございます。残置回線につきまして、2025年2月から、広く網使用料として算定の在り方を見直すということですが、既存の残置回線につきましても、広く事業者間の転用が進んでいくといったことが認められれば、従来の接続事業者個別の負担という在り方を見直しまして、広く接続業者全体で負担していくような算定の在り方に範囲を広げていくべきでないかといった御意見をいただいております。

こちらにつきまして、まず、N T T東西からの再意見でございますが、今回の残置回線の算定方法の見直しにつきましては、同じく「接続料の算定等に関する研究会」の中での取りまとめに則った対応でございますが、今後光回線の再利用といったものが進んでいくといった事象が認められれば、必要に応じて検討してまいりたいといった再意見が出されております。

他方で、ソフトバンク株式会社からの再意見は、今回の算定方法の見直しについて、同様の意見を出されつつ、残置回線の見直しについては、広く接続料全体に負担、転嫁していくということになりますと、卸料金ないしはF T T Hサービスの接続料全体に影響の出るおそれがあるため、引き続き現行ルールのまま事業者の個別負担とするべきといった御意見も出されておるところでございます。

考え方2でございますが、既存残置回線の取扱いにつきましては、「接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書」に基づき今回の運用が整理されてございます。こちらにつきましても、同じく報告書の中にも付記してございますけれども、今後その再利用が進むといったような事情が認められれば、必要に応じて算定の在り方を見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。

意見の3つ目でございます。こちらも関連いたしまして、引込線設備の再利用促進あるいは不要な残置回線に関する御意見でございますが、まずは従来、基本的に利用者から解約された回線については残置するという運用でございましたが、これにつきましても、今後のF T T Hアクセスサービスの需要等も踏まえまして、全て残置する運用ではなくて、より効率的に撤去するものは撤去する、残置するものは残置するといったこと

について、事業者間の中で認識をそろえるべく、きちんと協議・検討を行っていきいたいといった意見が1つ目になります。

それから、光回線の再利用に関しまして、キャビネット渡しという、個別の住宅の壁面についておりますキャビネットを分岐点といたしまして、複数の事業者が関連しているような形態がございますけれども、こちらにつきましては、一旦、光回線再利用スキームの対象とするのではなくて、引き続き、どのように再利用を進めることができるか事業者間協議を行うという扱いになってございます。

これにつきましても、速やかに、光回線再利用のスキームの対象となるように、事業者間協議を進めていきいたいといった御意見をいただいております。

再意見3でございますが、NTT東日本・西日本からの御意見でございます。

引込線等につきましては、従来、基本的に残置するといった運用でございましたけれども、こちらにつきましては、事業者間の協議も踏まえまして、どのような回線を残置していくか、そういった設備の管理の効率化について、取り組んでまいりたいといったことで再意見をいただいております。また、キャビネット渡しについても再利用スキームの対象に乗せていくといった御意見につきましても、速やかに光回線の再利用ができるように、事業者間の協議を進めてまいりたいといった御意見をいただいております。

これを踏まえまして、考え方3でございます。残置回線の残置・撤去に係る判断につきましては、まずは、まさにその回線を管理している事業者においてかなり知見を有されているところと思いますので、NTT東日本・西日本ないしは、接続事業者間において協議を行っていただき、整備を進めていただければと考えておるところでございます。

また、キャビネット渡しの光回線再利用につきましては、こちらまた別の「競争ルールの検証に関するWG」といった会合でも対応させていただいておりますけれども、こちらの議論も踏まえまして、NTT東日本・西日本、それから関係事業者間での協議が今進められているところと承知しておりますので、その結果を踏まえまして、こちらにつきましても、速やかに光回線再利用スキームの対象に乗ってくることが望ましいというふうな考え方をまとめさせていただいております。

続きまして、意見4でございます。こちらIP網への移行に関する特例措置についての御意見でございます。STM-POI廃止に関する工事費、それから、網改造料をその利用中止日まで一律で負担していただくといった特例措置について御賛同いただいております。一方、工事単価につきましては、現在のNTT東西の約款に則り算定いたし



ますと、まず、算定対象年度のLRICで算定される原価を、2か年度前の「工事パス数」で除することで算定されており、ここ二、三年の間、来年のマイグレーションを見据えまして、業界全体として回線の廃止工事がかなり手控えられているといったことをごさいますので、工事パス数がすごく小さい値になっているとの御意見です。さらに、この工事パス数で原価を割ってしまいますと、非常に工事単価が跳ね上がるおそれがあるので、これについては、一定程度補正をしてほしいといった御意見でございます。

これにつきまして、NTT東日本・西日本からの再意見でございますが、今現在の状況といたしまして、実際の工事パス数の少ない年度では、このLRICモデルによって算定される原価も縮小しているもので、必ずしも工事パス数が少ない年度の工事費が非常に高騰しているといった状況ではないといったものです。

また、今回、PSTNマイグレーションに関する事業者間の意識合わせの場でも議論されておりますが、それにつきましては、業界を挙げての工事ということで、一定程度、効率的に進めていくといったことで合意なされておりますので、こうした一定程度の効率化係数を乗じて設定すれば、単価の高騰といったことも抑えられるのではないかといた御意見をいただいております。

考え方4でございます。賛同の御意見は承りつつ、工事単価の算定に関する御意見につきましては、今回の直接の意見募集の対象ではございませんが、今後の参考として承らせていただきたいと考えております。

続きまして、意見5でございます。こちら、1つ目は来年のIP網への移行に伴いまして、2025年1月から3月の接続料について、現に認可いただきました接続料を暫定適用し、追って遡及精算するといった内容につきましては、特段異論はないといったことでございます。他方で、情報通信審議会からの答申でもいただいておりますとおり、今年12月までに、接続料の予見性確保のため、NTT東日本・西日本から接続事業者に対して来年度の接続料に関する予測値の開示などを行われることが望ましいというふうにいただいております、こちらについて遺漏なく対応いただきたいという意見をいただいております。

再意見5のNTT東西からの御意見でございますけれども、こちらにつきましては、情報通信審議会からいただきました答申を踏まえて遺漏なく対応してまいりたいといった再意見が出されております。

考え方5でも同様に、この点につきましては、情報通信審議会からの御指摘を踏まえ

まして、12月中に予測値の開示を行うことが望ましいというふうにまとめさせていただいておるところでございます。

以上、そのほか、今回直接、意見募集の対象でない御意見もいただきましたので、参考として承っておるところでございます。今回の意見募集の結果は以上でございます、いずれも、接続約款の内容ないしは認可の方向性につきまして、影響を与えるものではないというふうに判断しておりますので、こちらをもちまして、御議論、御検討いただければと思っております。何とぞよろしくお願いいたします。

○山下部会長　ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問ございましたら、チャット機能にてお申出ください。いかがでしょうか。

森委員、お願いいたします。

○森委員　お時間あるようですので、もう本当に語り尽くされたことなのですが、残置回線につきましては、これは本当に消費者からしてみれば、かなり利便性が上がるということかと思っておりますので、キャビネット渡しも含めて、進めていくという方向で、ようやくこうなんていうのでしょうか、ようやくということはないですが、もうかなり前からですが、その方向性が事業者も含めてそろっているというのは大変喜ばしいことだと思っておりますので、このままお進めいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○山下部会長　ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

特にないようでございますが、総務省のほうから何かお答えありますでしょうか。

○小川料金サービス課課長補佐　森先生、ありがとうございます。料金サービス課の小川でございます。

先生に御指摘いただきましたとおり、この残置回線、それから光回線再利用スキームにつきましては、引き続き、継続検討となっておりますけれども、考え方のところでも申し述べさせていただきましたとおり、速やかに利用者利便性の向上に資するような取組を進めてまいりたいと思います。今後とも何とぞ御指導御鞭撻賜れば幸いです。

以上でございます。

○山下部会長　ありがとうございます。

○森委員　ありがとうございます。

○山下部会長　それでは、ほかに御意見等ございませんようでしたら、諮問第3185号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思います、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山下部会長　ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

イ 電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3186号】

○山下部会長　次に、諮問第3186号「電気通信事業法施行規則の一部改正について」審議いたします。

本件は、本年10月2日水曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、10月3日木曜日から11月1日金曜日までの間、意見募集を実施し、その結果を公表するとともに、11月1日月曜日から11月24日日曜日までの間、2回目の意見募集を実施しました。

その結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は、接続委員会の相田主査より、委員会での検討結果について御報告いただきます。

それでは、相田主査、よろしく願いいたします。

○相田接続委員会主査　それでは、諮問第3186号、電気通信事業法施行規則の一部改正につきまして、資料150-3に従い、接続委員会における調査検討の結果を御報告させていただきます。

本件の概要につきましては、資料150-3の16ページ以降に掲載してございますけれども、電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由の追加を行うものとなっております。

本件につきましても、先ほど部会長から御紹介ございましたように、2回の意見募集を行いました。寄せられた意見、再意見を踏まえ、12月6日金曜日に開催した接続委員会におきまして、本改正案及び提出された意見に対する考え方につきまして検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、まず、資料150-3の1ページにあります報告書の1に示しましたとおり、電気通信事業法施行規則の一部改正につきましては、諮問のとおり

り改正することが適当と認められるとの結論を得ましたので、その旨、御報告させていただきます。

提出された意見及びそれに対する考え方につきましては、報告書の別添といたしまして、資料150-3の2ページ以降に取りまとめてございます。

その具体的な内容につきましては、総務省より御説明いただけるとのことでございますので、よろしく願いいたします。

○小川料金サービス課課長補佐 相田主査、ありがとうございます。改めまして、総務省料金サービス課の小川でございます。

こちら、資料150-3に基づきまして、省令の改正案につきまして、御説明差し上げるとともに、そちらのパブリックコメントの結果についても御報告差し上げます。

資料全体番号の18ページ目でございます。今回の改正案の内容でございますけれども、従来より議論なされておりましたトラヒック・ポンピングという問題に対して対応するものでございます。こちら大手携帯電話事業者などが提供していますかけ放題サービスを悪用いたしまして、着信側事業者が、かけ放題サービスの利用者と着信インセンティブ契約を締結することにより、自社向けの着信を増やすことによって、接続料を多く受領してしまうといった問題への対応でございます。

こちらにつきましては、接続料の算定等に関する研究会の中でも御議論いただき、非常に悪質な場合につきまして、接続拒否ができるような検討も行っていくべきということでお取りまとめいただきました。

そちらの方向性にのっとり、省令の規定の整備を行っていくものでございます。こちらの資料にもございますとおり、電気通信事業法32条におきましては、接続応諾義務が課せられております。この中で従来でも、法令の本則ないしは省令のほうで、接続の請求を拒める事由が規定されておりましたが、実行上、非常に限定的な場合でしか接続の拒否がなかなか難しかったということでございます。

ですので、今般、トラヒック・ポンピングへの対策を強化するといった観点で、省令改正案の赤字のところを書かせていただいておりますが、電気通信設備の接続の請求を行った他の電気通信事業者が、この接続に関する2者間の接続協定で定められた技術的または経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当該請求を受けた他方の電気通信事業者によるその違反に対する是正の求めに応じないような場合については、接続拒否を行うことができるといったことで省令の改正案を検討してきたもので

ございます。

こちらにつきましても、2度意見募集を行わせていただきました。1度目の意見募集で個人の方含め6件、2度目の再意見募集でも個人の方含め6件、意見をいただいておりますのでございます。

その内容につきまして、ポイントを御説明差し上げます。意見1でございます。こちら、NTTドコモからの御意見でございますが、このトラヒック・ポンピングにつきまして、重要な政策課題であり今回の省令改正案に御賛同いただいておりますところでございます。本改正案につきまして、株式会社NTTドコモをはじめKDDI株式会社それからソフトバンク株式会社からも同様に賛同の御意見ということで承っております。その上で、今回さらに追加的な対応を求める御意見もございましたので、そちらについても御紹介させていただきます。

こちら下のほうに行きまして、意見2のところでございます。こちらにつきまして、10月に本件について諮問させていただきました際に、電気通信事業部会の委員の先生から、このトラヒック・ポンピングの実態解明、それから解決のため、ガイドラインなどでの具体的な措置についても、今後検討していくことが望ましいのではないかといただいた御意見をいただいたものでございます。

これにつきまして、株式会社NTTドコモそれからソフトバンク株式会社から再意見として、賛同の御意見をいただいております。考え方2でございますが、総務省におきましては、今回の省令改正それから先般策定いたしましたガイドラインの施策の効果なども見極めながら、着信インセンティブ契約の締結状況、事業者間の協議の状況について注視をしてみたいと思っております。

その上で、必要に応じて、今回御指摘いただきましたガイドラインの見直し等の対応についても追加的に検討してみたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、少し飛びまして、資料ページ数でいきますと6ページ目のところがございます。

意見4はKDDI株式会社からの御意見でございますが、本省令改正案に御賛同いただくとともに、改正されたその省令に基づいて、今後個別の事業者間協議を行う際に、やはりどうしても事業者間協議だと膠着してしまうような場合もあるかということで、総務省に対して個別具体的な案件に対する相談に対して、今回改正する省令の適用を含め、御相談させていただきたいといった意見、それからトラヒック・ポンピングを未然

に防いでいくといった観点で、総務省から関係事業者に対する調査、個別ヒアリング、それから結果公表といった従来もやってまいりました取組について継続を求められているといった御意見でございます。

これにつきましては、株式会社NTTドコモ、それからソフトバンク株式会社からも、再意見で御賛同の意見をいただいておりますのでございます。

こちらを踏まえまして、考え方4でございますが、今回の省令改正について御賛同の御意見として承りつつ、総務省におきましては、着信インセンティブ契約の締結状況、それから事業者間の協議の状況等について引き続きフォローしてまいりたいというふう考えております。

また、このトラヒック・ポンピングの状況につきましても、定期的に注視していくことが適当と考えておりますけれども、その方法につきまして、研究会の場などで取り上げていくか、あるいは個別の事業者へのヒアリングなどを行っていくかなどについて、今後検討を深めてまいりたいと考えておりますので、引き続きの御協力を賜ればと思っております。

続きまして、9ページ目でございます。

こちら意見6、個人の方からの御意見でございますが、2件ございます。

1点目が、今回の省令改正案の公布日より前に行われた接続請求に対して、施行後に本省令改正案に基づき接続拒否をすることが実効上できるのかについて知りたいといったことでございます。こちらにつきましては、本省令案が施行をされますれば、接続請求が施行の前か後かに関わらず、その施行後に違反事由が存在しておれば、それは接続拒否ができるものと考えておりますけれども、その趣旨といたしまして、施行規則の施行後における、この施行規則の適用関係につきましては、申し上げましたとおり改正後の施行規則の内容に従うこととなるといったことでまとめさせていただいております。

また、2点目でございます。こちら本省令改正案に関する事項につきまして、NTT東日本・西日本ないしは、携帯電話事業者各社の接続約款に現在この記載がないというふうに判断されておられるということでございます。この場合について、各社の接続約款が変更されるまで、本省令改正案に定める理由による接続拒否をすることが禁止されているのかについて知りたいといった御意見が出されております。

こちらにつきましては、考え方4のところでございますけれども、この御意見の後段につきまして、現在の接続約款においては各社の接続約款などに基づいて2者間の接続

協定が定められているところというふうに承知しておりますけれども、この接続協定の中で、どのように定められているのか、あるいは個別の事案がどのようなものであるか、こういったものについて個別の整理判断が必要だと考えておりますので、片方の者が接続約款に記載がないと判断するというだけで、すなわちこれで接続拒否を行うことが禁止されるものではないと考えておるところでございます。

また、各指定設備設置事業者におかれましては、今回の施行規則の改正も踏まえまして、必要に応じて、接続約款の変更ないしはそれに基づく2者間の接続協定の変更に係る協議を丁寧に行うなど、今後の運用の明確化ないしはこの円滑化に努めていただくようにしていただくのが望ましいのではないかとといったことで、意見をまとめさせていただいておるところでございます。

このほか、かけ放題サービスに対する御意見なども頂いておりますが、かけ放題サービスにつきましては、利用者の利便性の向上に資するものでございますので、あくまで今回対応しておりますかけ放題サービスを悪用するような事例に対する対応が必要ということでもまとめてきたものでございます。

そのほか直接の関係のない御意見も頂いておりますが、そちらにつきましても、参考として掲載させていただいておるところでございます。

こちらの説明以上でございます、いずれにいたしましても、今回の省令改正案につきまして、方針の変更を与えるものではないというふうに考えておりますので、こちらに基づきまして、御議論賜れば幸いです。

以上でございます。

○山下部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問などございましたらチャット機能にてお申出ください。いかがでしょうか。

この件については、接続委員会でも既にお話が出ていることでもあり、このパブリックコメントにも、委員のある方がこんなふうにおっしゃっていたと書かれています。

森先生から手が挙がっているということです。では、森委員、お願いいたします。

○森委員　ありがとうございます。

これは何ページと申し上げていいのでしょうか。150-3の改正についてという横書きのパワーポイントになっているところを拝見しているのですけれども、半分半ば以降ぐらいですか。はい、それです。ありがとうございます。まさにこれです。

ここに入っているこの23条の1項3号ですか、電気通信設備の接続を請求した他の

電気通信事業者が、重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当該請求を受けた、これこれによる重大な違反に対する是正の求めに応じないことというふうにさせていただいて、これが、トラヒック・ポンピングの問題に対応するものだと思うのですが、これの内容として、その正当な理由なく是正の求めに応じないことも条件とされていますので、違反は行っていましたと、トラヒック・ポンピングをやっていましたけれども、発見されたのでやめましたという場合には、おとがめなしという理解でよろしいのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○相田接続委員会主査　　そうだと思いますけれども、事務局、御確認いただけますでしょうか。

○小川料金サービス課課長補佐　　事務局の小川でございます。

森先生、御指摘いただきましたとおり、重大な違反が是正されましたら、こちらの規定には該当せず、接続拒否の対象にならないという御理解でございます。

○森委員　　なるほど、何となく限りなくシンプルな詐欺に近いような気もいたしますので、割としっかり証拠がそろえば直ちに請求対象外にしてしまってもいいのかなと思うのですが、それだとちょっとやり過ぎなのでしょうか。

○小川料金サービス課課長補佐　　森先生、御指摘いただきましたとおり、違反の事由があったときに、すぐに接続拒否をできるようにするといった考え方ももちろんあるかというふうに思いますが、そちらにつきましては、申し上げましたとおり電気通信事業法32条のほうで、原則接続応諾義務が課されていたりですか、あるいは、国際協定において、技術的に可能な場合については、原則接続すべきといったようなことが規定されていることなども勘案いたしまして、あくまで、その違反事由が見つかったときにすぐに是正をした場合については、必ずしも、すぐにこの接続拒否の事由とするのではなくて、あくまで、それでもなお改善されないような場合、極めて悪質な場合のみ、まずはこの接続拒否の対象として、こういった状況をトラヒック・ポンピングといった問題にまずは対処していけないかというふうに今考えておるところでございます。

すみません、お答えになっておりますでしょうか。

○森委員　　十分理解できました。ありがとうございます。その上で、若干抽象的なことを申し上げようと思うのですが、接続義務にしても、電気通信役務の提供義務にしても、やはり電気通信の必要不可欠性というか、必要不可欠であって、かつ、代替性がないということから認められてきたことなのではないかと思っておりますけれども、



ちょっとそれはすみません、抽象的な意見で申し訳ないのですが、全くお返事を頂こうと思っておりますけれども、そういうところで、どちらかという、多少その無理押ししても、接続は続けるほうに倒す、提供は続けるほうに倒すということで、これまでではよかったのだと思いますけれども、やはり電気通信サービスあるいは代替手段についての状況というのはかなり変わってきていますので、そういう意味では、先日、こちらでも議論のありました電気通信番号の不正利用防止のための議論についても、やはり提供義務との関係で衝突が生じて、そんな簡単には止められないということだったわけですが、一歩踏み込んで一歩といってもそんなに深い一歩ではないのですが、犯罪対策のために、電気通信番号を与えない、与えないといいますか、欠格事由にするということにまずはしたわけでございます。

何となく同じようなことなのではないかなと感じておまして、こちらは接続義務であって、こちらは提供義務ですので、全然違うといえれば全然違うのですけれども、何となくその底を流れている哲学みたいなものは同じで、そしてその哲学そのものが、電気通信を取り巻く諸所の環境によって変わってきていて、それが変わることによって、接続義務や提供義務の内容が少し変わってくる。例えば提供義務で言いますと、条文で言うところの正当な理由がある場合にはいいわけですが、その正当な理由の解釈なんていうのが少し変わってくる。そういうちょっと節目にいるのかなというふうに感じました。

以上でございます。

○山下部会長　ありがとうございます。お答えは要らないとおっしゃっていますが、何か総務省のほうからお答えとか、コメントとかありますか。

○小川料金サービス課課長補佐　森先生、御指摘いただきまして、ありがとうございます。今、御指摘いただきました電気通信番号、こういった関連規定におけるその規定の在り方、それから御指摘いただきました電気通信市場全体をめぐる動向なども踏まえながら、まずは今回この試行的に、こういった省令を整備させていただきましたところでございますけれども、今後の事案の発生状況ですとか、あるいはその対策がどれだけ進むかとか、そういったことも踏まえながら、不断にこちらは検討ないしはその見直しなどを進めてまいりたいというふうに思っております。今後とも御指導いただければ幸いです。

○山下部会長　ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

それでは、ほかに御意見等ございませんようですので、諮問第3186号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山下部会長　ありがとうございます。では、案のとおり答申することといたします。

○山下部会長　以上で、本日の審議は終了いたしました。

委員の皆様から、何かございますか。

事務局からは何かございますか。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐　事務局です。

今回の電気通信事業部会につきましては、別途御連絡を差し上げますので、皆様方よろしくお願いいたします。

なお、本日、出席予定の委員9名全員御参加いただいて審議を行いましたので、その旨を申し添えます。

事務局からは、以上です。

○山下部会長　ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。

本部会ですけれども、次回は来年になるのではないかと思います。皆様、どうぞよいお年をお迎えくださいませ。それでは、ありがとうございました。

閉　　会